

Comments

一原雅子（京都大学大学院法学研究科特定助教）

原告の主張に見る法的な論点

1. **裁判所による国際条約の国内適用**：パリ協定その他の気候変動条約を裁判所がどう参照するのか
2. **科学的知見の評価**：IPCC（とりわけカーボンバジェット論）を主とする気候科学の知見に対する裁判所の扱い
3. **司法権の限界**：三権分立の在り方から、立法府・行政府との関係において裁判所がどの範囲まで判断し得るのか

各国における課題

1. **手続的障壁**：訴訟の狭き入り口をどう通過し得るのか
2. **立証面での障壁（権利侵害論）**：気候変動影響による個人の法的な権利侵害
3. **立証面での障壁（因果関係論）**：一国の排出規制や被告企業による排出と世界全体の気候変動影響との関係

共通点（裁判所に求める判断）

1. 立法府・企業による中間目標の設定を含む排出経路の策定
2. 国の排出削減目標が国際的な気候合意・科学的水準に適合するか否かの判断
3. 世代間衡平の確保に向けた判断

突破口を探る：韓国憲法裁判所判決

1. **手続的障壁**：訴訟の狭き入り口をどう通過し得るのか → **突破**
2. **立証面での障壁（権利侵害論）**：気候変動影響による個人の法的な権利侵害 → **一部突破**
憲法35条は気候変動による危害とリスクを対象に含み、国はこれらから国民を保護するために気候変動を緩和し適応する義務を負う
↓
国の保護義務を履行するためには、国家が講じる対策が科学的知見に適合している必要がある
↓
(具体的判断)
 - ・ カーボンニュートラル・グリーン成長法 8 条は上記基準を満たしていない点で違憲 + 2026年2月末 (=判決から1年半後) までの法改正を立法府に義務付けた
 - ・ 削減目標や計画それ自体の適否は判断できないとした
3. **立証面での障壁（因果関係論）**：一国の排出規制と世界全体の気候変動影響との関係 → **突破**

突破口を探る：昨今の世界の気候変動訴訟の情勢

- ・ 国際司法機関による勧告（国際海洋法裁判所、国際司法裁判所、欧州人権裁判所）
→ 法的拘束力はないが事実上の影響力大
- ・ 各国裁判所が他国の気候変動訴訟判決を参照する傾向
- ・ 争点の多様化（グリーンウォッシュ、生物多様性への影響、公正な移行等）



拡がる可能性

多角的な法的観点から訴訟を組み立てる + 司法による判断の収斂傾向

Thank you for your attention!

ichihara.masako.4z@kyoto-u.ac.jp

Appendix
補足資料

3つの事件の概要

国	原告	訴訟手続	訴訟の段階	被侵害権利	主張の内容
韓国	若者 (10代) 19名	憲法訴訟	終結 (2024.8.29 一部勝訴)	原告を含む若者ら + 将来世代の基本的人権	カーボンニュートラル・グリーン成長法の違憲性 <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までの排出経路の不十分性 ・現行の2030年排出削減目標の不十分性 ・2030-2049年の排出削減目標を欠く点
台湾	子ども、 農民、 漁民、先 住民族を 含む13名	憲法訴訟	一審係属中 (2024.1.30 提訴)	気候変動影響を相対的に受けやすく脆弱性も高い原告ら + 将来世代の基本的人権	(1) 憲法訴訟手続法の違憲性 <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行が直ちに国民の基本的権利が侵害される場合に提訴を認めていない点 (2) 気候変動対策法の違憲性 <ul style="list-style-type: none"> ・2026-2030年の削減削減目標を欠く点 ・現行の2030年排出削減目標の不十分性
日本	若者 (15-29 才) 16名	民事訴訟 (被告： 大手電力 会社 10社)	一審係属中 (2024.8.6 提訴)	原告を含む若者ら + 将来世代の基本的人権	IPCC第6次評価報告書が求める1.5度目標に整合する排出削減経路を超えた 排出の差し止め

原告の主張に見る法的な論点

1. 裁判所による国際条約の国内適用：パリ協定その他の気候変動条約を裁判所がどう参照するのか
2. 科学的知見の評価：IPCC（とりわけカーボンバジェット論）を主とする気候科学の知見に対する裁判所の扱い
3. 司法権の限界：三権分立の在り方から、立法府・行政府との関係において裁判所がどの範囲まで判断し得るのか

国	1. 国際条約の国内適用	2. 科学的知見の評価	3. 司法権の限界
韓国	UNFCCC、パリ協定等	国の削減目標・計画（実施）と科学的知見との適合性を判断すべき	適切な立法が行われているか 法律に基づく行政が行われているか、について 裁判所がどこまで判断できるか
台湾	言及なし (UNFCCCに加盟せず)		
日本	パリ協定、グラスゴー合意等	科学的知見の上に成立した国際合意は国際公序を構成する →公序に反する行為は国内法上違法	(行政訴訟の場合) 行政がその裁量を適切に行っているかどうか (民事訴訟の場合) 私人間の紛争への人権適用
他地域の判例	大半の判決で肯定	国の保護義務を基礎づける根拠として参照 (cf.合意の根拠)	一定の限界を認める判決 (ロイヤルダッチシェル控訴審)

各国における課題

1. 手続的障壁：訴訟の狭き入り口をどう通過し得るのか
2. 立証面での障壁（権利侵害論）：気候変動影響による個人の法的な権利侵害
3. 立証面での障壁（因果関係論）：一国の排出規制や被告企業による排出と世界全体の気候変動影響との関係

国	1. 手続的障壁	2. 権利侵害論	3. 因果関係論
韓国	憲法訴訟の提訴要件 (同一事実に基づいて別途憲法判断を 求めることができない場合)	既に生じている具体的被害 (原告らの体験) + 将来世代へのより深刻な被害	各国の削減義務
台湾	憲法訴訟の提訴要件 (利用可能な救済手段の費消)		
日本	・ 枠組み訴訟ができない仕組み (付随的審査制・具体的事件性) ・ 行政訴訟での厳格な原告適格要件		国際公序に反する態様での 排出を行わない義務
他地域	障壁を低減する制度の存在 ・ 団体訴権 (オーストラリア条約加盟国等) ・ 公益訴訟 (アメリカ等)	気候変動 = 人権問題との認識 国連決議 (2022.7) 複数の気候変動訴訟判決等	国家毎の削減義務を肯定 複数の気候変動訴訟判決等

共通点（裁判所に求める判断）

1. 立法府・企業による中間目標の設定を含む排出経路の策定
2. 国の排出削減目標が国際的な気候合意・科学的水準に適合するか否かの判断
3. 世代間衡平の確保に向けた判断

国	1. 排出経路・目標の策定	2. 国際的水準との適合性	3. 世代間衡平の確保
韓国 台湾	立法府・行政府の職責 →裁判所は策定の有無・適否を審査すべき	国際的水準は国民に対する保護義務を基礎づける →裁判所は適合性を審査すべき	三権すべての職責 ・立法府（負担の公平な配分） ・行政府（公平な執行） ・司法府（選挙権のない未成年の人権保障）
日本	策定は企業が負う義務	・気候科学により確立された知見が国際公序を構成するか ・この国際公序に反する態様での排出行為が日本の民法上の不幸行為を構成するか	
他地域	ドイツ憲法裁判所決定（2021） 欧州人権裁判所勧告（2024）	オランダ最高裁判決（2019） 欧州人権裁判所勧告（2024）	ドイツ憲法裁判所決定（2021）

突破口を探る：韓国憲法裁判所判決

1. **手続的障壁**：訴訟の狭き入り口をどう通過し得るのか → **突破**
2. **立証面での障壁（権利侵害論）**：気候変動影響による個人の法的な権利侵害 → **一部突破**
憲法35条は気候変動による危害とリスクを対象に含み、国はこれらから国民を保護するために気候変動を緩和し適応する義務を負う
↓
国の保護義務を履行するためには、国家が講じる対策が科学的知見に適合している必要がある
 - ①韓国が気候科学の事実と国際的な規準に基づいた排出削減の分担割合を根拠として（=共通点2）
 - ②将来に過大な負担を残さず（=共通点3）
 - ③GHGの継続的な削減を確保する法的枠組みに依拠する必要がある（共通点1）↓
(具体的判断)
 - ・カーボンニュートラル・グリーン成長法8条は上記基準を満たしていない点で違憲 + 2026年2月末（=判決から1年半後）までの法改正を立法府に義務付けた
 - ・削減目標や計画それ自体の適否は判断できないとした
しかし、だからといって国家が気候変動緩和のために最善を尽くしているとは言えないとした
3. **立証面での障壁（因果関係論）**：一国の排出規制と世界全体の気候変動影響との関係 → **突破**

突破口を探る：韓国憲法裁判所判決

1. **手続的障壁**：訴訟の狭き入り口をどう通過し得るのか → **突破**
2. **立証面での障壁（権利侵害論）**：気候変動影響による個人の法的な権利侵害 → **一部突破**
憲法35条は気候変動による危害とリスクを対象に含み、国はこれらから国民を保護するために気候変動を緩和し適応する義務を負う
↓
国の保護義務を履行するためには、国家が講じる対策が科学的知見に適合している必要がある
 - ①韓国が気候科学の事実と国際的な規準に基づいた排出削減の分担割合を根拠として（=共通点2）
 - ②将来に過大な負担を残さず（=共通点3）
 - ③GHGの継続的な削減を確保する法的枠組みに依拠する必要がある（共通点1）↓
(具体的判断)
 - ・カーボンニュートラル・グリーン成長法8条は上記基準を満たしていない点で違憲 + 2026年2月末（=判決から1年半後）までの法改正を立法府に義務付けた
 - ・削減目標や計画それ自体の適否は判断できないとした
しかし、だからといって国家が気候変動緩和のために最善を尽くしているとは言えないとした
3. **立証面での障壁（因果関係論）**：一国の排出規制と世界全体の気候変動影響との関係 → **突破**